

○江田島市個人情報保護条例

平成17年3月11日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、消防庁、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人にに関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保管されているものをいう。

(4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(5) 事業者 事業を営む法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、適正に行うよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等を行つてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、事務の執行上必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 個人の思想、信条又は宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となり得る事項

(3) その他公にされることにより基本的人権を侵害するおそれがある事項

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等の規定に基づいて収集するとき。

(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(5) 所在不明、心身喪失等の理由により、本人から収集することができないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、その保有する目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、個人情報を保有する必要がなくなったときは、当該個人情報を、確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的・文化的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内においてのみ利用し、その保有する目的以外のために利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等の定めるところにより利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合において、利用し、又は提供するとき。
 - (5) 専ら学術研究、統計の作成等の目的のために利用し、又は提供するとき。
 - (6) 同一実施機関が利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、相当な理由があると認めてそれぞれの事務の目的に必要な範囲内において利用し、又は提供するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、相当な理由があると実施機関が認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。
- 3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、その個人情報の使用目的、使用方法等の制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講じるよう求めなければならない。
- 4 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報について必要な保護措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事務の登録等)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務で、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録する個人情報取扱事務

(2) 審査会の意見を聴いた上で実施機関が別に定める個人情報取扱事務

(開示請求)

第10条 住民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の方法)

第11条 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。ただし、当該開示請求書を提出することが困難であると実施機関が認めたときは、この限りではない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、前項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

3 開示請求者は、実施機関に、自己が当該請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するためには必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対するの決定等)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して7日以内に、当該請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の期間内に決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定をすることができる期日を開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、直ちに当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨であつて、開示請求書の提出があつた日に開示するときは、口頭により通知することができる。

4 実施機関は、個人情報を開示しない旨の決定(第15条の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定を含む。以下「非開示決定」という。)をしたときは、その理由を前項本文の書面に付記しなければならない。

5 第11条第2項の開示請求については、前各項の規定は適用しない。

(開示の実施方法)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示する旨の決定(第15条の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定を含む。以下「開示決定」という。)をしたときは、速やかに請求者に対して、当該個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、実施機関が指定する期日及び場所において、公文書に記載されている当該個人情報に係る部分を閲覧させ、又は写しを交付することにより行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第15条の規定による個人情報の開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを作成させ、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第11条第2項の開示請求があったときは、前2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示するものとする。

5 第11条第3項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示しないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 法令等の規定に基づき、本人に開示することができないと認められるとき。

(2) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関するものであって、開示請求者に開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) その他審査会の意見を聴いた上で、開示請求者に開示することにより事務事業若しくは将来の事務事業の目的が損われ、又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が前条各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とからなる場合において、これらを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、当該それ以外の部分について、個人情報を開示するものとする。

(訂正請求)

第16条 市民は、第13条第1項の規定による開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の方法)

第17条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。ただし、当該訂正請求書を提出することが困難であると実施機関が認めるときは、この限りではない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該請求に係る個人情報を訂正につき適否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正した上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の場合において訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第12条第2項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(不服申立てがあった場合の手続)

第19条 実施機関は、第12条第1項又は前条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき若しくは当該不服申立てに係る個人情報の非開示決定、又は個人情報を訂正しない旨の決定を取り消すときを除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに、当該不服申立てに対する決定を行うものとする。

(審査会)

第20条 次の各号に掲げる事務を行わせるため、審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査及び審議する。

(1) 第19条第1項により諮問された事項について審査し、答申すること。

(2) 第6条第2項ただし書き及び第3項第6号、第8条第1項第7号、第14条第3号並びに第25条第2項の規定により意見を求められたことについて調査審議し、意見を述べること。

3 審査会は、委員5人とし、市長が他の実施機関と協議して任命する。

4 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮詢した実施機関(以下「諮詢実施機関」という。)に対し、不服申立てのあった非開示決定に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。

2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮詢された事案の審査を行うため及び意見を述べるために必要があると認めるときは、不服申立人、諮詢実施機関その他の関係人(以下「不服申立人等」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第22条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧)

第23条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(受託者の責務)

第24条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定を含む。以下同じ。)しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(苦情の処理)

第25条 実施機関は、この条例に定める個人情報の保護制度の運営において苦情の申出があった場合は、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 実施機関は、前条の苦情を処理する場合において必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(出資法人の責務)

第26条 市が出資している法人で、当該出資法人の基本金、基本金又はこれらに類する基本財産のうち2分の1以上を市が出資している法人は、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講じるよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第27条 市長は、この条例による個人情報保護制度の運用状況について公表するものとする。

(費用負担)

第28条 個人情報の開示請求による閲覧及び訂正請求による訂正については、無料とする。ただし、個人情報の開示を行う場合で、写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第29条 他の法令(江田島市情報公開条例(平成17年江田島市条例第7号)を除く。)の規定により自己に関する個人情報の開示又は訂正の手続が定められている場合においては、その定めるところによる。

2 この条例の規定は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報については、適用しない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用又は提供は、この条例の規定により行われたものとみなす。

附 則(平成21年3月5日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。